

令和 8 年 3 月 3 日

正 会 員 各 位

秋田県病院薬剤師会
選挙管理委員会
委員長 加藤 正太郎

秋田県病院薬剤師会役員選挙について（公示）

平素より、秋田県病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。
秋田県病院薬剤師会役員選挙を下記の通り実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 選挙の目的

令和 8・9 年度の秋田県病院薬剤師会理事、監事を選出するため

2. 理事、監事の職務

理事：理事会を構成し、理事会の決議に従って職務を執行する（定款第 25 条 4 項）

監事：理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する（定款第 26 条 1 項）

いつでも、理事及び事務局担当者に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（定款第 26 条 2 項）

社員総会及び理事会に出席し、必要があると求めるときは意見を述べなければならない（定款第 26 条 3 項）

3. 理事、監事の報酬

理事、監事共に無報酬

4. 定数

理事：10 名以上 25 名以内、監事：2 名以内

5. 選挙権者・被選挙権者

・令和 8 年 3 月 31 日現在、会費を納入した日本病院薬剤師会及び本会正会員である者（病院、診療所、介護保険施設等に籍を有する者に限ります）

・同一施設から立候補する場合、立候補者は自身が所属する薬剤部の長またはそれ

に相当する役職の上司の承認を受ける事

6. 立候補手続

- ・理事、監事に立候補する場合は、期間中に選挙管理委員長までご連絡ください。
- ・立候補者が定数に満たない場合は、理事会で選出された理事及び監事候補より選任します。

7. 立候補期間

令和8年4月6日（月）～令和8年4月20日（月）（必着）

8. 理事・監事の決定

令和8年5月30日（土）、一般社団法人秋田県病院薬剤師会社員総会にて行う予定です。

立候補が無く理事会で選出された理事及び監事候補より選任する場合は、投票を行いません。

9. 役員の公示

令和8年5月30日（土）以降に本会ホームページで公示する予定です。

※ホームページの閲覧が出来ない施設はお知らせ下さい。文書にて送付いたします。

<照会先・提出先>

一社)秋田県病院薬剤師会 選挙管理委員会 選挙管理委員長

〒010-8543

秋田市広面字蓮沼44-2

秋田大学医学部附属病院 薬剤部

加藤 正太郎

TEL : 018(834)1111 (代表)